

社団法人 デジタル放送推進協会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人デジタル放送推進協会（以下「本協会」という。）定款第17条に基づき、本協会の役員報酬の基準等を定め、適正な実施を図ることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬の月額を、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1,500,000円までの範囲内で、理事会の議決を経て理事長が別に定める額
- (2) 理事長以外の理事 1,400,000円までの範囲内で、理事会の議決を経て理事長が別に定める額

(役員費用の弁償)

第3条 役員が本協会のために使用した経費は、本協会において負担する。